

ています。

これらの会計処理及び開示に関して、連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見は、限定付適正意見となりました。

このため、タイD S Iの調査、関連する訴訟、G L H清算手続、G L F清算手続次第では、当社グループが保有するG L持分法投資（当連結会計年度末の関係会社株式簿価4億円）の評価等に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結財務諸表には反映しておりません。この結果、当社グループの連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見は、タイS E C指摘G L H融資取引に関する影響を受け、継続して、監査範囲の制約としての限定事項となっております。

このため、タイS E C指摘G L H融資取引に関連して、親会社として海外持分法適用関連会社管理・情報収集管理体制や決算財務プロセスには不備があると評価せざるを得ない状態となっております。これは、開示すべき重要な不備に該当すると判断しております。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当社事業年度末日までに是正できなかった理由は、G L Hの融資取引について、これまで実施している当社グループによる内部調査に加え、外部第三者委員会調査及び、G L Hが実施している特別監査においても、G L H融資取引についてタイS E Cの指摘の根拠を特定できていないこと、及びタイ捜査当局による調査手続きが終了しておらず、今以上にその情報（源）を入手することが困難である状況が継続していることによるものです。

また、G L会計監査人の監査が終了していないことについては、G L会計監査人への監査協力を進めているものの、2025年4月24日にG Lがタイ証券取引所において上場廃止になったことによる対応などもあり、現時点におきましてもG Lの監査が継続中であることによるものです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、特に上記に記載した問題が生じている持分法適用関連会社の監査機能の充実、及び持分法適用関連からの情報収集機能を向上させることを目的として、G Lにおきましては、当社代表取締役CEOがG Lの取締役を兼務すること、及び当社の執行役員であり当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスにおいて海外事業を所轄する代表取締役がG L H等のG L子会社取締役を兼務することで内部監査体制の充実と、シームレスな情報収集体制を構築しております。加えて、2021年4月からG Lの取締役監査委員会を刷新し、内部管理体制の充実と、G Lの財務諸表の監査手続が早期完了できるよう監G L査法人に対する働きかけも進めております。このような体制により、海外子会社の情報収集に加えて、タイ捜査当局等とのやり取り、G L会計監査人とのやり取り、並びに社内決定に至るまでの過程の情報などもタイムリーに入手することが可能となっておりますので、不備の是正ができるよう、引き続きこの体制を継続し、適正な内部統制を整備・運用していくことに役立てていきたいと考えております。

当社といたしましては、当社グループ全体として有効な内部統制の整備、運用及び評価体制を構築し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務諸表への影響につきましては、まだ特定はできていないものの、現時点で考えられる最大限の内容を、2026年3月期の有価証券報告書に反映させております。引き続き事態の収拾に最善を務めるとともに、ご報告すべき事項が生じた場合には改めてご報告させていただきます。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

連結財務諸表の監査報告に係る監査意見は「限定付適正意見」となっており、個別財務諸表の監査報告に係る監査意見は「無限定適正意見」となっております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。何卒ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上